

来年1月の改正児童福祉法施行に向け、議論を開始

社会保障審議会児童部会・小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（委員長：五十嵐隆・独立行政法人国立成育医療研究センター総長）は7月8日、今国会での改正児童福祉法成立を受け、来年1月の改正法施行に向けて、新たな小児慢性特定疾病の医療費助成制度の中身についての議論を開始した。



■医療費支給認定や自立支援事業等について議論

この日会合で取り上げられた議題は、①医療費の支給認定、②指定医、③指定小児慢性特定疾病医療機関、④小児慢性特定疾病児童等自立支援事業——の4つ。今回は、厚労省が示した案について意見交換がなされた。各案の概要は下記の通り。

①「医療費の支給認定」は、小児慢性特定疾病の状態にある児童等の保護者が都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）に申請し、審査（事務レベル）の結果、認定されれば医療費の支給が受けられる。事務レベルでの判定が難しい場合、専門家などで構成される小児慢性特定疾病審査会で再度審査を行い、支給の可否を判断する。

②「指定医」の要件は、疾病の診断又は治療に5年以上従事した経験があり、かつ関係学会の専門医認定を受けているか、都道府県等が実施する研修を修了していることとし、5年ごとに更新を行うものとする。

③「指定医療機関」は、保険医療機関が都道府県知事等へ申請の上指定を受け、6年ごとに更新する。

④「自立支援事業」は、都道府県等が事業の実施主体となる。必須事業と任意事業からなり、必須事業は相談支援事業と小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援。任意事業は療養生活支援事業、相互交流支援事業、就職支援事業、介護者支援事業など。事業の実施に当たって、都道府県等は慢性疾病児童地域支援協議会を設置する。同協議会は市町村の担当部局や教育機関・就労支援機関、専門医療機関、患者会・家族会などで構成され、地域資源の把握、課題の明確化、支援内容の検討などを行う。

必須事業に位置付けられる小児慢性特定疾病児童等自立支援員が各種支援策の利用計画を作成し、フォローアップを行うこととした。自立支援員は関係機関との連絡調整や同協議会の一員としても、取り組みの報告や意見陳述を行う。

上記案の中で委員の関心が高く質問が相次いだのが、「自立支援員」の扱い。人選において資格等のシバリがなく、実施主体による地域の実情に合わせた柔軟な人選が可能である半面、同事業において重要な役割を担うだけにどのような人材が選ばれ、機能していくのか期待を寄せつつも不安視する意見もあり、今後、引き続き議論を行うこととされた。①～③について、反対意見はなかった。

同委員会では、来年1月の施行に向け、制度運営の他、医療費助成の対象疾患の選定についても継続的に議論を行う。なお、対象疾患は現在の514から約600疾患へ拡大する見通し。